

別記第7号

地すべり等防止法施行令

(地すべり防止区域内における許可を要しない行為)

第4条 法第18条【行為の制限】第1項第1号の政令で定める軽微な行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 地すべり防止区域外から鉄管、コンクリート管、竹管その他のろう水のおおそのれ少い管渠でその有効面積が45平方センチメートル以下のものをもって地下水を引く行為
 - 二 地下水をくみ上げる行為（1馬力をこえる動力を用いてくみ上げる行為を除く。）
 - 三 水道管（有効断面積が45平方センチメートルをこえる水道管で地すべり防止区域外から地下水を引くものを除く。）、ガス管その他これらに類する物件の埋設
 - 四 前各号に掲げるもののほか、地すべり防止区域の状況を勘案して都道府県知事が指定する軽微な行為
- 2 法第18条第1項第2号の政令で定める軽微な行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 水田（地割れその他の土地の状況により地表水の浸透しやすいう田を除く。）に地表水を放流し、又は停滞させる行為
- 二 かんがいの用に供するため土地（水田及び地割れその他の土地の状況により地表水の著しく浸透する土地を除く。）に地表水を放流する行為
- 三 日常生活の用に供するため、又は日常生活の用に供した地表水を土地（地割れその他の土地の状況により地表水の著しく浸透する土地を除く。）に放流する行為
- 四 海、河川その他の公共の水域又は用排水路に地表水を放流する行為
- 五 ため池、池その他の貯水施設に地表水を放流し、又は貯留する行為
- 六 前各号に掲げるもののほか、地すべり防止区域の状況を勘案して都道府県知事が指定する軽微な行為

(地すべり防止区域内における制限行為)

第5条 法第18条【行為の制限】第1項第3号の政令で定めるのり切又は切土は、のり切にあつてはのり長3メートル以上のものとし、切土にあつては直高2メートル以上のものとする。

2 法第18条第1項第4号の政令で定める施設又は工作物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 断面積が600平方センチメートルをこえる用排水路又は断面積が600平方センチメートル以下の用排水路で地割れその他の土地の状況により地表水の浸透しやすいうもの

二 容量が6立方メートルをこえるため池、池その他の貯水施設又は容量が6立方メートル以下のため池、池その他の貯水施設で地割れその他の土地の状況により地表水の浸透しやすいうもの

三 載荷重が1平方メートルにつき10トン（地形、地質その他の状況により都道府県知事が載荷量を指定した場合には、当該載荷重）以上の施設又は工作物

3 法第18条第1項第5号の政令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 地表から深さ2メートル以上の掘さく又は地すべり防止施設から5メートル（地すべり防止施設の構造又は地形、地質その他の状況により都道府県知事が距離を指定した場合には、当該距離）以内の地域における掘さく（地すべり防止施設から1メートルをこえる地域における地表から深さ50センチメートル未満の掘さくで当該掘さくした土地を直ちに埋め戻すものを除く。）

二 載荷量が1平方メートルにつき10トン（地形、地質その他の状況により都道府県知事が載荷量を指定した場合には、当該載荷重）以上の土石その他の物件の集積

(ぼた山崩壊防止区域内における許可を要しない行為)

第12条 法第42条【行為の制限】第1項第1号の政令で定める軽微な行為は、除伐又は風倒木竹若しくは枯損木竹の伐採とする。

(ぼた山崩壊防止区域内における制限行為)

第13条 法第42条【行為の制限】第1項第6号の政令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 芝草の採取
- 二 用排水路の新設又は改良